Ａ　第10項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定により算定された第48条第1項の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　法附則第6条の2の規定の適用がないものとした場合における第48条第1項の算式の符号Ｂに同じ。

［略］

8　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（令和三年四月二日から令和四年四月一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条において「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第一項第一号から第五号までに掲げる数値、令和二年四月二日から令和三年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号及び第一項第二号から第五号までに掲げる数値、平成三十一年四月二日から令和二年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号及び第二号並びに第一項第三号から第五号までに掲げる数値、平成三十年四月二日から平成三十一年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号から第三号まで並びに第一項第四号及び第五号に掲げる数値、平成二十九年四月二日から平成三十年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、第一号から第四号まで及び第一項第五号に掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

一　令和三年度における令和四年改正前の省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を令和四年改正前の省令附則第十九条の十六第九項の規定の適用がないものとした場合における令和四年改正前の省令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項、附則第十九条の十四の三第十項、附則第十九条の十四の四第九項、附則第十九条の十四の五第九項、附則第十九条の十四の六第四項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた令和四年改正前の省令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二～五　［略］

［削る］

9　令和四年度における第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「算定した額とする」とあるのは、「算定した額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額とする」とし、同項の算式の符号Ａ中「第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とあるのは、「附則第19条の16第10項の規定

Ａ　法第10条第3項本文の規定により令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた第9項の規定の適用がないものとした場合における第49条の規定により算定された第48条第1項の算式の符号Ａに同じ。

Ｂ　法第10条第3項本文の規定により令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた法附則第6条の2の規定の適用がないものとした場合における第48条第1項の算式の符号Ｂに同じ。

［同左］

7　合併関係市町村に係る補正指数は、第一号から第五号までに掲げる数値（ただし、令和二年四月二日から令和三年四月一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条において「法適用合併」という。）に係る合併関係市町村にあつては、第一項第一号から第五号までに掲げる数値、平成三十一年四月二日から令和二年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第一項第二号から第五号までに掲げる数値、平成三十一年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号及び第二号並びに第一項第三号から第五号までに掲げる数値、平成二十九年四月二日から平成三十年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第三号まで並びに第一項第四号及び第五号に掲げる数値、平成二十八年四月二日から平成二十九年四月一日までに行われた法適用合併に係る合併関係市町村にあつては、次の第一号から第四号まで及び第一項第五号に掲げる数値）を合算したものの五分の一の数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

［新設］

一～四　［同上］

五　平成二十八年度における普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第五十二号）による改正前の普通交付税に関する省令第五十条の規定によつて算定した基準財政収入額を同令附則第十九条の十六第九項の規定の適用がないものとした場合における同令附則第十九条の十四第十一項、附則第十九条の十四の二第十一項、附則第十九条の十五第九項及び附則第二十一条第二項の規定により読み替えられた同令第四十九条の規定によつて算定した基準財政需要額で除して得た数値（小数点以下二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

8　令和三年度における第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「算定した額とする。」とあるのは、「算定した額から附則第十九条の十六第三項の規定によつて算定した額及び同条第四項の規定によつて算定した額の合算額を控除した額とする。」とし、同項の算式の符号Ａ中「第49条の規定によつて算定した基準財政需要額」とあるのは、「附則第19条の16第9項の